

令和2年度栃木県議会 第367回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和2年度栃木県一般会計補正予算（第5号）	1
第2号議案	令和2年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	13
第3号議案	令和2年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	17
第4号議案	令和2年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	19
第5号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	21
第6号議案	栃木県県税条例の一部改正について	25
第7号議案	水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について	27
第8号議案	栃木県安心こども基金条例の一部改正について	29
第9号議案	栃木県都市公園条例の一部改正について	31
第10号議案	栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正について	37
第11号議案	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について	39
第12号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について	45
第13号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	47
第14号議案	栃木県公害審査会委員の任命同意について	49

		2
第15号議案	県有財産の取得について……………	51
第16号議案	県有財産の取得について……………	53
第17号議案	県有財産の取得について……………	55
第18号議案	県有財産の取得について……………	57
第19号議案	県有財産の取得について……………	59
第20号議案	県有財産の取得について……………	61
第21号議案	工事請負契約の締結について（県立学校高速通信ネットワーク再整備等工事）……………	63
第22号議案	特定事業契約の変更について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）……………	65
第23号議案	工事請負契約の変更について（一般国道 119 号上戸祭立体（仮称）鋼橋上部工建設工事）……………	67
第24号議案	工事請負契約の変更について（一般国道 119 号上戸祭立体（仮称）鋼橋上部工建設工事その 2）……………	69
第25号議案	栃木県道路公社の定款の変更について……………	71
第26号議案	令和元年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	73
第27号議案	令和元年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	75
第28号議案	令和元年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	77
第29号議案	令和元年度栃木県用地造成事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	79
認定第 1 号	令和元年度栃木県病院事業会計決算の認定について……………	81
認定第 2 号	令和元年度栃木県電気事業会計決算の認定について……………	83

認定第3号	令和元年度栃木県水道事業会計決算の認定について……………	85
認定第4号	令和元年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について……………	87
認定第5号	令和元年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について……………	89
認定第6号	令和元年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について……………	91
報告第1号	令和元年度栃木県電気事業会計継続費精算報告書の報告について……………	93
報告第2号	令和元年度栃木県水道事業会計継続費精算報告書の報告について……………	95
報告第3号	知事の専決処分事項報告について……………	97

第1号議案

令和2年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

令和2年度栃木県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,460,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,061,456,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		250,000,000	△ 10,000,000	240,000,000
	1 県 民 税	84,398,000	△ 500,000	83,898,000
	2 事 業 税	56,507,000	△ 7,000,000	49,507,000
	3 地 方 消 費 税	41,173,000	△ 2,000,000	39,173,000
	7 軽 油 引 取 税	21,855,000	△ 500,000	21,355,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		88,688,000	△ 4,300,000	84,388,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	88,688,000	△ 4,300,000	84,388,000
9 国 庫 支 出 金		160,414,981	17,094,960	177,509,941
	1 国 庫 負 担 金	54,685,406	6,659,619	61,345,025
	2 国 庫 補 助 金	103,545,473	10,435,341	113,980,814
11 寄 附 金		760,490	150,800	911,290
	1 寄 附 金	760,490	150,800	911,290
12 繰 入 金		32,525,788	3,290,001	35,815,789

	2 基金繰入金	32,204,348	3,290,001	35,494,349
13 繰越金		2,113,590	1,835,809	3,949,399
	1 繰越金	2,113,590	1,835,809	3,949,399
14 諸収入		147,492,211	61,840,240	209,332,451
	3 貸付金元利収入	129,558,864	60,606,100	190,164,964
	7 雑収入	4,500,369	1,234,140	5,734,509
15 県債		113,200,000	11,549,000	124,749,000
	1 県債	113,200,000	11,549,000	124,749,000
歳入合計		979,995,980	81,460,810	1,061,456,790

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,475,418	△ 74,890	1,400,528
	1 議 会 費	1,475,418	△ 74,890	1,400,528
2 総 務 費		44,425,909	854,927	45,280,836
	1 総 務 管 理 費	21,507,431	12,771	21,520,202
	2 企 画 費	6,956,710	164,070	7,120,780
	3 徴 税 費	8,734,641	697,000	9,431,641
	6 防 災 費	1,053,293	△ 2,421	1,050,872
	10 国体・障害者スポーツ大会費	1,824,107	△ 16,493	1,807,614
3 民 生 費		121,027,447	3,458,992	124,486,439
	1 社 会 福 祉 費	75,455,025	3,456,625	78,911,650
	5 県 民 生 活 費	2,384,312	2,367	2,386,679
4 衛 生 費		89,202,904	7,240,830	96,443,734
	1 公 衆 衛 生 費	34,549,688	5,811,261	40,360,949
	4 医 薬 費	43,127,378	1,428,769	44,556,147

	6 環 境 対 策 費	3,401,289	800	3,402,089
5 勞 働 費		2,415,100	12,020	2,427,120
	2 職 業 訓 練 費	1,581,175	2,065	1,583,240
	3 失 業 対 策 費	355,474	9,955	365,429
6 農 林 水 産 業 費		36,770,312	74,433	36,844,745
	1 農 業 費	12,150,152	△ 9,433	12,140,719
	3 農 地 費	11,261,105	33,866	11,294,971
	4 林 業 費	9,658,076	50,000	9,708,076
7 商 工 費		133,431,982	61,947,862	195,379,844
	1 商 工 費	130,871,790	61,885,672	192,757,462
	2 観 光 費	2,560,192	62,190	2,622,382
8 土 木 費		90,902,005	983,642	91,885,647
	3 河 川 費	23,153,557	1,000,000	24,153,557
	5 住 宅 費	1,966,630	△ 16,358	1,950,272
9 警 察 費		48,101,153	37,826	48,138,979
	1 警 察 管 理 費	46,719,792	37,826	46,757,618

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		192,498,799	61,681	192,560,480
	1 教育総務費	29,591,555	122,751	29,714,306
	7 保健体育費	4,598,734	△ 61,070	4,537,664
11 災害復旧費		24,895,916	9,963,487	34,859,403
	2 土木施設災害復旧費	15,521,913	9,960,612	25,482,525
	4 社会福祉施設等災害復旧費	7,566,277	2,875	7,569,152
13 諸支出金		91,385,150	△ 3,600,000	87,785,150
	1 地方消費税清算金	39,272,000	△ 1,900,000	37,372,000
	3 地方消費税交付金	44,664,000	△ 1,500,000	43,164,000
	11 法人事業税交付金	2,700,000	△ 200,000	2,500,000
14 予備費		1,000,000	500,000	1,500,000
	1 予備費	1,000,000	500,000	1,500,000
歳出合計		979,995,980	81,460,810	1,061,456,790

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	交通体系整備促進費	810,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	2,481,800
		道路保全事業費(県単)	1,800,000
		快適な道路環境づくり事業費(補助)	220,000
		快適な道路環境づくり事業費(県単)	10,000
		国庫補助道路交通情勢調査費	98,800
		快適で安全な道づくり事業費(補助)	10,301,000
		快適で安全な道づくり事業費(県単)	973,000
	3 河川費	河川調査費	10,000
		河川砂防保全事業費(県単)	107,000
		河川砂防施設づくり事業費(県単)	79,800
		河川受託事業費	168,000
		安全な川づくり事業費(補助)	5,790,000

款	項	事業名	金額
		市町村川づくり助成費(補助)	179,500
		砂防調査費	16,500
		砂防施設づくり事業費(補助)	2,015,100
	4 都市計画費	土地区画整理事業助成費(補助)	470,000
		街路づくり事業費(補助)	2,239,000
		総合スポーツゾーン整備費	100,000
	5 住宅費	県営住宅管理費	26,160
		県営住宅整備事業費(補助)	257,476
	11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	元年災害復旧事業費
2年県費単独災害復旧事業費			69,500

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
農 漁 業 災 害 対 策 特 別 措 置 条 例 資 金 利 子 補 給	令和3年度から令和7年度まで	3,186
元 年 災 害 復 旧 事 業	令和3年度	1,351,031

2 変 更		(単位千円)			
事 項	補 正 前		補 正 後		
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
新型コロナウイルス感染症対策 パワーアップ資金利子補給	令和3年度から 令和5年度まで	6,800,000	令和3年度から 令和5年度まで	13,600,000	

第4表 地方債補正

1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債（特例分）	7,500,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

2 変 更		(単位千円)								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後					
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
社会福祉施設整備費	991,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,005,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
県単治山事業費	142,000	同	上	同	上	192,000	同	上	同	上
河川等整備事業費	5,018,000	同	上	同	上	6,018,000	同	上	同	上
土木施設災害復旧費	4,816,000	同	上	同	上	7,801,000	同	上	同	上

第2号議案

令和2年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度栃木県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,970,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		50,170,333	124,430	50,294,763
	2 国庫補助金	13,528,559	124,430	13,652,989
歳入合計		179,845,880	124,430	179,970,310

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		179,845,880	124,430	179,970,310
	1 国民健康保険事業費	179,845,880	124,430	179,970,310
歳 出 合 計		179,845,880	124,430	179,970,310

第3号議案

令和2年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の追加は、「第1表地方債補正」による。

令和2年9月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 地方債補正

追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
フードバレーとちぎ農商工ファンド 事業費 (償還年限延長)	2,000,000	普通貸借	無利子	償還年限20年以内(据置期間を含む。)とし、満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第4号議案

令和2年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和2年度栃木県流域下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度渡良瀬川下流流域 下水道建設費（大岩藤処理区）	令和3年度	192,000千円

令和2年9月17日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一